



資源循環関連支援策や 分野別計画検討について

令和8年2月

経済産業省 GXグループ 資源循環経済課

成長戦略としての資源循環経済の確立に向けた取組

－成長戦略としての資源循環経済

- － 産官学の連携（サーキュラーパートナーズ）・投資支援
- － 地域循環モデルの創出
- － CE情報流通プラットフォーム
- － ルール整備

成長志向型の資源自律経済の確立に向けた問題意識①

(1) 資源制約・資源枯渇リスクに対する経済の自律性の必要性の高まり

○世界のマテリアル需要が増大し、多くのマテリアルの将来の枯渇が予測されている。

※特に、金、銀、銅、鉛、錫などは、2050年までの累積需要が埋蔵量を2倍以上超えている状況

○再生プラスチックをはじめとした再生材についても利用促進を背景に争奪戦が発生。

○供給が一部の国に集中しているマテリアルがあり、資源国の政策による供給途絶リスクが存在。

※ニッケル、マンガン、コバルト、クロムなど集中度が特に高いマテリアルある一方で、中国によるレアアース輸出制限、インドネシア（最大生産国）によるニッケル輸出禁止等の施策も現実化。

○先進国の中でも日本は自給率が低く、調達リスク増大の懸念。

(2) 廃棄物処理やCO2排出削減等の環境制約の強化

○廃棄物の越境制限をする国が増加、国際条約も厳格化の動き（バーゼル条約）。

○日本国内では廃棄物の最終処分場に制約があり、対策が必要。

○CN実現に向け、3Rの更なる推進によるCO2排出の削減が不可欠。

※循環資源（再生材・再生可能資源(木材・木質資源を含むバイオ由来資源)等）活用により、2～9割のCO2排出削減効果。
また、リペアの推進による長期利用やシェアリングサービス等によるサービス化もCO2削減にも寄与。

(3) サーキュラーエコノミーの成長機会の重要性の高まり

○資源自律経済への対応が遅れがもたらすリスクの増大

①マテリアル輸入依存による国富流出や国内物価上昇のリスク増大。

②資源循環の取組の脆弱な製品は世界市場から排除され市場を失う可能性。

③世界的に静脈産業は大型投資が進んでおり、対応が遅れれば、再生材調達や廃棄物処理も海外依存の可能性。

○再生利用性が高い国内の廃棄物（中古自動車、ペットボトル等）は海外流出している状況。

○サーキュラーエコノミーの市場が今後大幅に拡大していく見込み

※一部の試算では、日本国内では2020年50兆円であり、2030年80兆円、2050年120兆円の市場規模を目指している。

①世界的な制約強化を背景にしたサーキュラーエコノミー型ビジネスへの転換必要性の拡大。

②消費者の環境意識の高まりによる資源循環価値を持つ製品やサービスの需要の拡大。

③3Rを主に担っていた公共部門における民間ビジネスやノウハウの活用の拡大。

④動脈や静脈等、業種を越えた連携によるイノベーションや需要の創出の促進。

(参考) EUの循環経済政策における再生材利用の加速

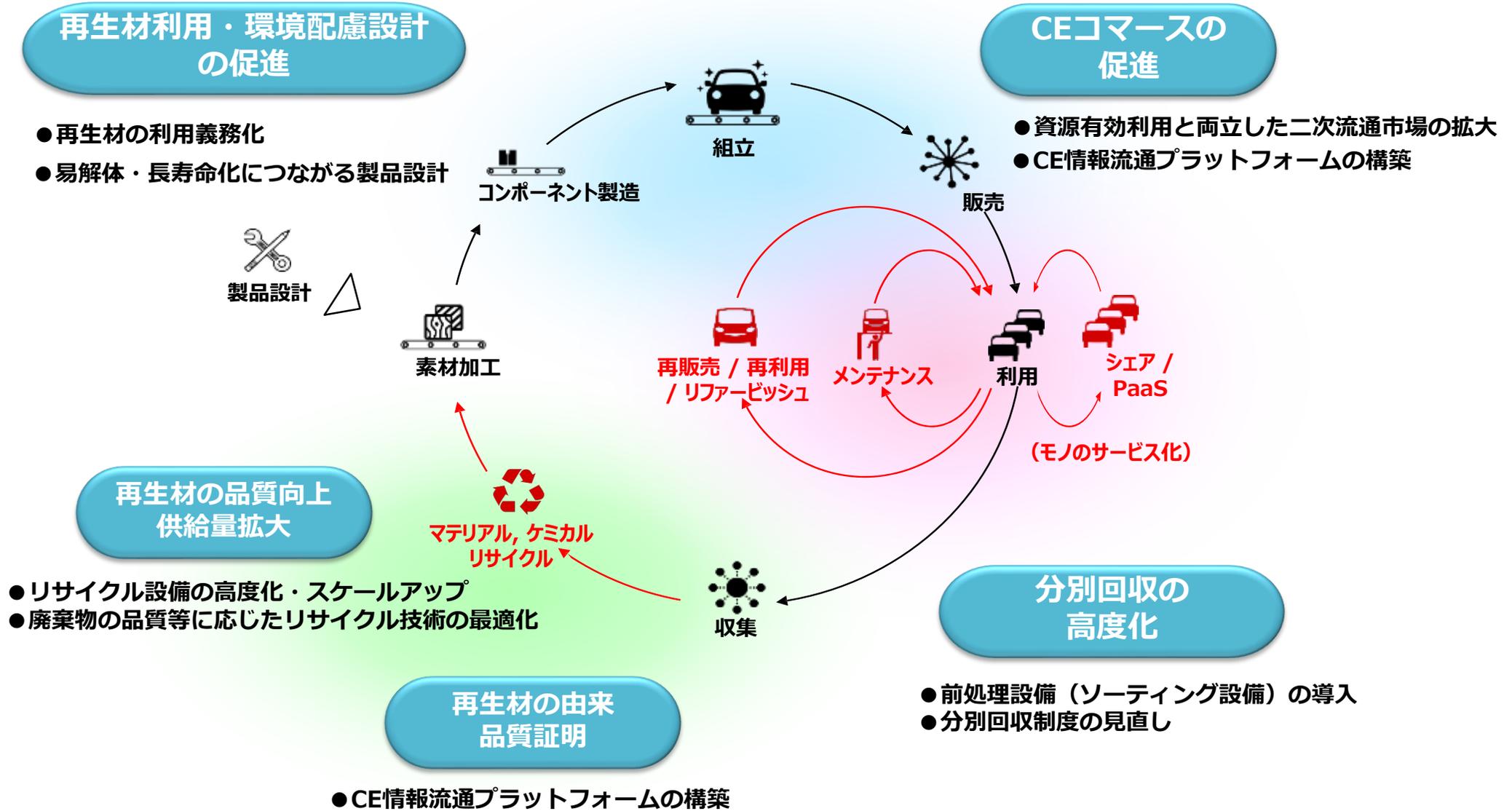
品目	主な内容
電気電子機器	<p>循環型電子機器イニシアチブ【2020年3月11日発表】</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐久性の向上、アップグレード期間の長期化・修理・メンテナンス・<u>再利用・リサイクル可能にする</u>ことで製品の寿命を延ばす。 <p>電気電子機器廃棄物（WEEE）指令【2003年発効、2012年改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> WEEEの<u>発生抑制と再利用・リサイクルを推進</u>。
自動車	<p>自動車設計・廃車（ELV）管理における持続可能性要件に関する規則案【2023年7月13日発表】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>2030年頃までに新車生産に必要なプラスチックの25%以上（このうち廃車由来で25%以上）で再生プラスチックの使用を義務化</u>。（欧州委員会提案） <u>欧州議会で25%を20%（このうち廃車由来15%）に引き下げる修正案提示</u>。【2025年1月29日】
バッテリー	<p>バッテリー規則【2023年8月17日施行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>一定割合以上の再生原料の使用を義務化</u>。 2031年8月以降：Co 16%, Li 6%, Ni 6% 2036年以降：Co 26%, Li 12%, Ni 15% カーボンフットプリントの上限値の遵守、バッテリーパスポートの導入。
容器包装・プラスチック	<p>包装材と包装廃棄物に関する規則【2025年2月11日発効】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>プラスチック製包装中の再生プラスチックの使用率を包装種別ごとに義務化</u>。 2030年以降、飲料ボトル 30%、食品接触材（PET） 30%、食品接触材（非PET） 10%、非食品容器 35%。 2040年以降、飲料ボトル 65%、食品接触材（PET） 50%、食品接触材（非PET） 25%、非食品容器 65%。
繊維	<p>持続可能な循環型繊維製品戦略【2022年3月30日発表】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2030年までにEU域内で販売される繊維製品を、耐久性があり、<u>リサイクル可能</u>で、<u>リサイクル済み繊維を大幅に使用</u>し、危険な物質を含まず、労働者の権利等の社会権や環境に配慮したものにす。
建設・建物	<p>建築資材規則改正案【2022年3月30日発表】</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品のライフサイクルにおける環境関連情報の開示。製品設計、<u>リサイクル済み原料の優先的利用</u>、<u>リサイクル済み原料の最低限の利用</u>、製品データベースにおいて製品の再利用や修理のための説明等を義務付け。（※EU理事会（閣僚理事会）と欧州議会は、2023年12月13日に建設資材規則の改正案に関し、暫定的な政治合意に達したと発表。）

(参考) ブランドオーナーによる再生材利用に関するコミットメント

電気電子機器	
Apple	<ul style="list-style-type: none">再生材・再生可能材料のみを利用した製品製造を目指す2021年時点で8つの製品が20%以上の再生材利用を達成、製品の9割を占める14品目の再生利用を推進 (2021年時点で18%の再生材利用)
Microsoft	<ul style="list-style-type: none">2030年までに「廃棄物ゼロ」、2030年にはデバイス自体を100%リサイクル可能を目指す2021年に発売した「Microsoft Ocean Plastic マウス」はマウス外装に再生海洋プラスチックを採用、重量比で20%配合。梱包材には100%再生利用可能な素材を使用。
自動車	
ルノー・グループ	<ul style="list-style-type: none">車両の70%以上にプラスチック廃材などを材料としたリサイクル素材を使用し、95%をリサイクル可能とした、循環型経済に貢献する新モデルを発表
BMW	<ul style="list-style-type: none">2025年から販売予定の新モデル「ノイエ・クラッセ」の内外装に、漁具からのリサイクル材を約3割使ったプラスチックを活用すると発表
テキスタイル	
パタゴニア	<ul style="list-style-type: none">2025年までにリサイクルした原料、再生可能な原料のみを使用
アディダス	<ul style="list-style-type: none">2024年までに可能な限りリサイクルポリエステルを使用
インディテックス (ZARA他)	<ul style="list-style-type: none">2025年までに綿・リネン・PETはオーガニック・サステイナブル・リサイクル済みに100%切り替え
H&M	<ul style="list-style-type: none">2030年までにリサイクルまたはその他のよりサステイナブルな素材のみを使用
容器包装	
コカ・コーラ	<ul style="list-style-type: none">北米で販売する自社ブランドDASANIについて、100%再生PETを使用したボトルで提供すると発表
ネスレ	<ul style="list-style-type: none">製品の容器包装材料を2025年までに100%再生可能あるいは再利用可能にする

サーキュラーエコノミー推進に向けた取組

- サーキュラーエコノミーの推進のためには、設計からリサイクルに至るまで、バリューチェーン全体での多面的な措置が必要となる。



サーキュラーエコノミー推進に必要な施策

産官学の連携



担い手の発掘や横での連携を強力に進めていくために、**産官学連携の推進によるCEの担い手のネットワーキング、具体的なプロジェクト組成等**を強力に進める。

投資支援 (GX予算等)

3R（リサイクル、リデュース、リユース）の取組について、**持続的なビジネスとして確立するため、GX予算を活用し、大規模かつ長期の投資支援を実施する。**

投資支援とルール整備を一体的に措置

ルール整備 (改正資源法)

再生材やCEコマース等のサーキュラーエコノミー関連分野における**幅広いルール整備によるビジネス化の進展と新たな市場の創出を進める。**

成長戦略としての資源循環経済の確立に向けた取組

- 成長戦略としての資源循環経済

- 産官学の連携（サーキュラーパートナーズ）・投資支援

- 地域循環モデルの創出

- CE情報流通プラットフォーム

- ルール整備

産官学の連携（サーキュラーパートナーズ（CPS））

- サーキュラーエコノミーに野心的・先駆的に取り組む、国、自治体、大学、企業、業界団体、関係機関・関係団体等の関係主体における有機的な連携を促進。
- 我が国全体のサーキュラーエコノミーのビジョンやロードマップに加えて、情報流通基盤や地域における循環モデルの構築についても議論を実施。
- 資源循環に係る取組において、**経済合理性や技術的課題の明確化等のための実証や設備投資についての支援**を実施（補助2/3,1/2,1/3）。

会員数：811者（1月16日時点）



企業

： 659社

（大企業：236社、中小企業：423社（うち、小規模企業：123社））

業界団体

： 38団体

自治体

： 32自治体

大学・研究機関

： 28機関

関係機関・関係団体

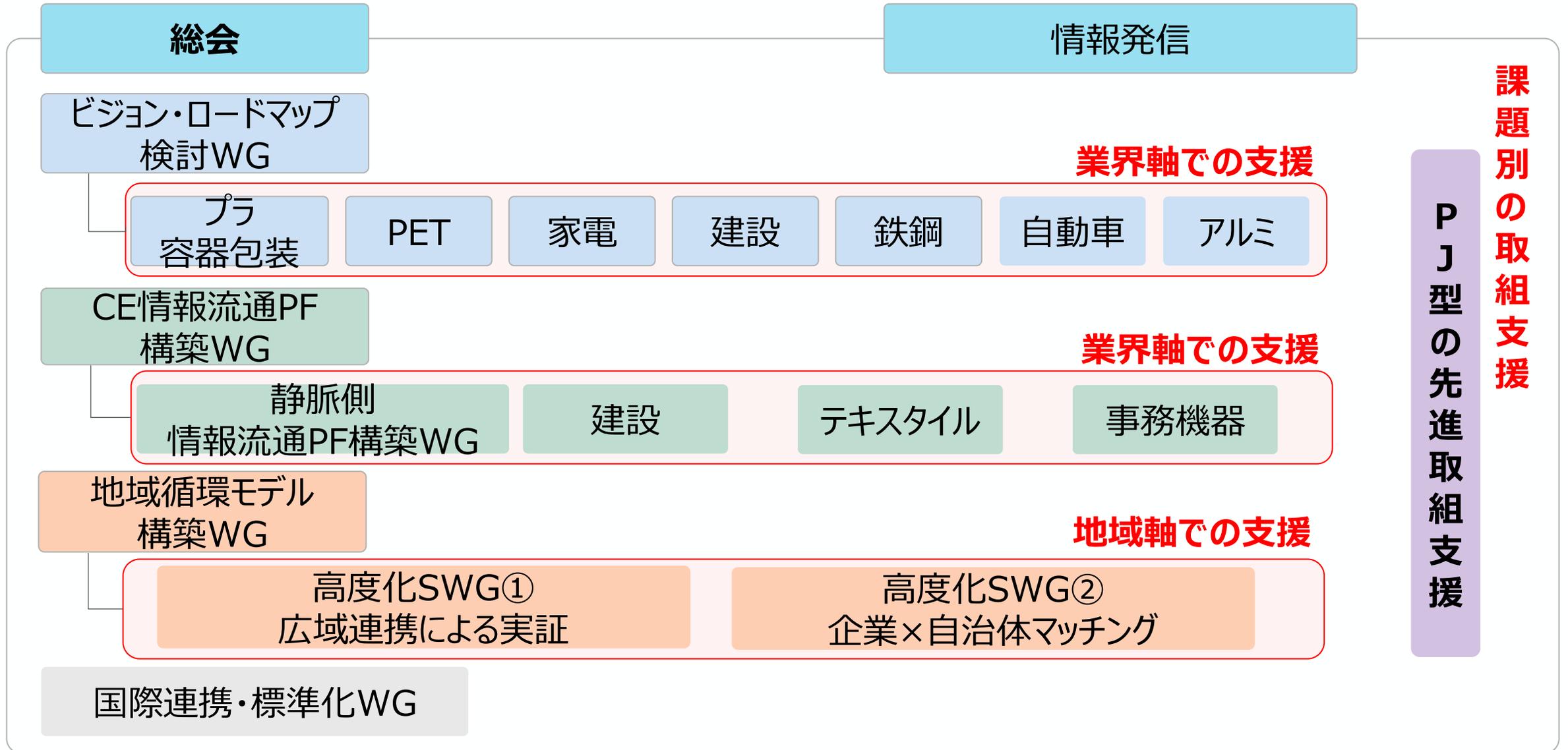
： 54機関

公式サイト



<https://www.cps.go.jp/>

CPS全体像 ※各WG/SWGは相互連携



令和7年度産官学連携による自律型資源循環システム強靱化促進事業

- 本事業は、資源循環に係る技術開発、実証及び商用化に係る建設費、設計費、設備費、工事費等（以下「設備投資等」という。）に対して補助を実施。

対象事業イメージ



1

再生材等を原料として活用し、再生材利用製品を製造するための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。

2

長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。

3

リユース、リファーマービッシュ等のCEコマース促進のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。

令和7年度産官学連携による自律型資源循環システム強靱化促進事業

- 本事業は、資源循環に係る技術開発、実証及び商用化に係る建設費、設計費、設備費、工事費等（以下「設備投資等」という。）に対して補助を実施。

補助率および補助金額

- ・ 補助率：中小企業等 1 / 2 以内、大企業等 1 / 3 以内
- ・ 補助金額：1 件あたりの上限なし

申請要件

- ・ **サーキュラーパートナーズ（CPs）の会員であること**
- ・ **事業は資源循環に関する以下の目標①～③のいずれかを満たす**

①：再生材利用の促進

本事業で生産が見込まれる製品において、製品中の再生材の含有率が10%以上であること

②：環境配慮設計によるものづくりの促進

事業終了後2年以内に環境配慮設計の製品を市場投入すること

③：CEコマース市場の拡大

仕入れた使用済物品の50%以上を、リユース/リファーマビッシュ/リパーパス等によって製品として再利用可能とすること

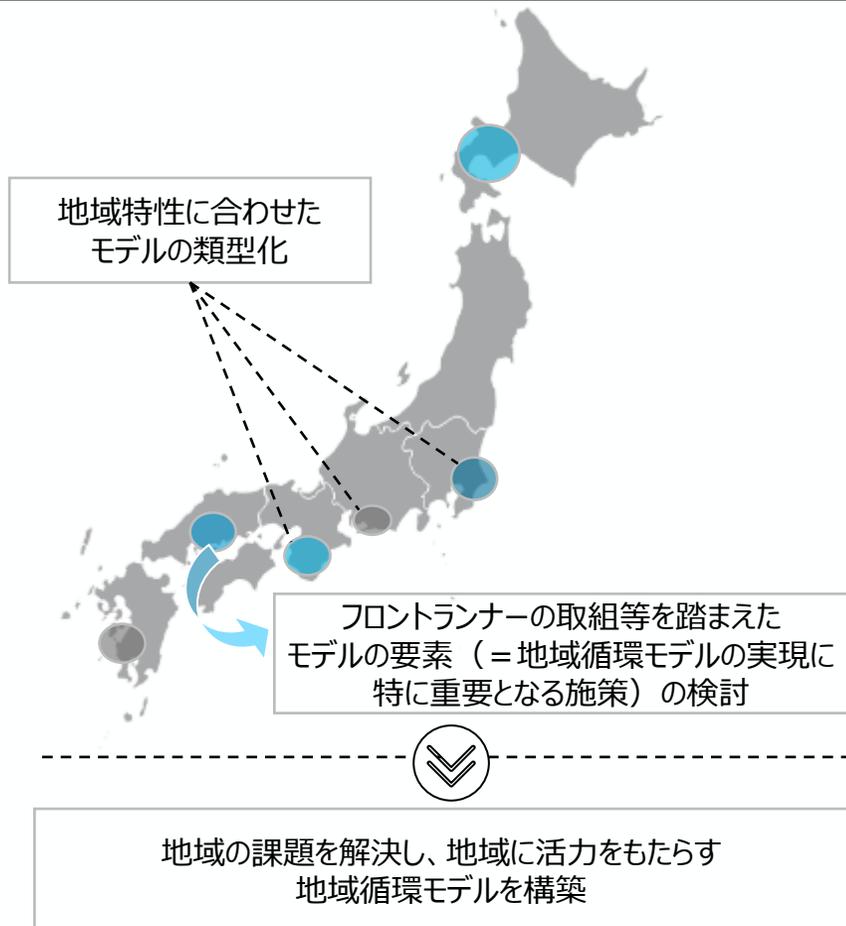
成長戦略としての資源循環経済の確立に向けた取組

- 成長戦略としての資源循環経済
- 産官学の連携（サーキュラーパートナーズ）・投資支援
- 地域循環モデルの創出
- CE情報流通プラットフォーム
- ルール整備

地域循環モデル構築のポイント

- 地域の実情を踏まえつつ、地域の課題を解決し、地域に活力をもたらす「地域循環モデル」を構築し、全国的に展開する。また、地域における循環の構築方法や効果測定する指標に関して整理。

地域循環モデル構築のイメージ



地域循環モデル構築のポイント

1



地域特性に合わせて 地域循環モデルの類型化

主要産業や人口規模等を基準に、各地域に展開可能なモデルに類型化する。

2



フロントランナーの取組等を踏まえた 地域循環モデルの要素の検討

CEの取組を先行して実施している自治体の取組等を参考に、モデルに盛り込む要素を検討する。

3



地域に活力をもたらす 地域循環モデルの構築

地域の課題を解決し、地域に活力をもたらす地域循環モデルを構築する。

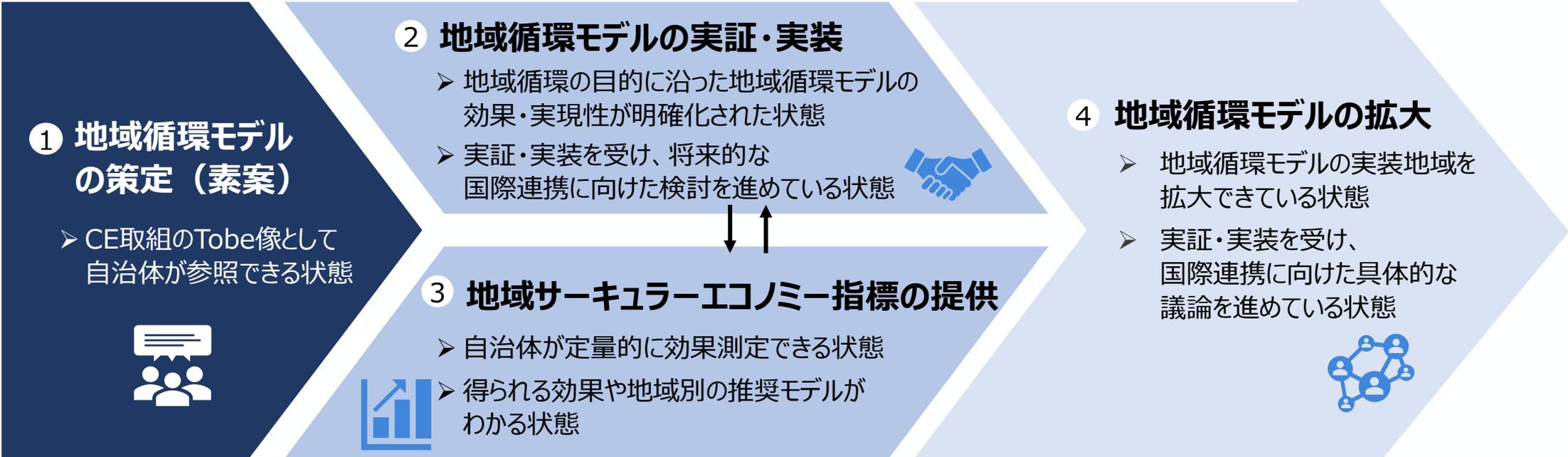
循環の構築方法 一覧

- 第4回地域循環モデル構築WGでは、下記の8種類を循環の構築方法として提示した。

→ 再利用 (リユース・シェアリング等)	市民持ち寄り品 リペア/リユース 	自治体回収品 リペア/リユース 	企業製品 シェアリング 	企業製品 リペア/リマニュ 
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が使わない製品を持ち寄り、地域コミュニティ内でリペア・リユースする循環の構築方法 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治体の粗大ごみ回収ルート等を活かした回収品のリペア・リユースする循環の構築方法 	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業が、製品売り切りにより消費者が製品を所有するのではなく、企業が所有し、地域内の消費者間で製品をシェアする循環の構築方法 	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業が、小売店等で製品を所有していた消費者から製品を地域内で回収し、リペア・リマニュファクチャリングのうえ再度販売する循環の構築方法
	<p>地域人材のリスキルや興味喚起を促す教育の実施</p> <p>分別・回収に対するインセンティブ付与設計</p> <p>...</p>	<p>循環・再生を推進する地域の動静脈連携スキーム</p> <p>セカンダリー市場やPaaS産業等の製品利用に関する新たなビジネスによる価値提供</p> <p>...</p>	<p>セカンダリー市場やPaaS産業等の製品利用に関する新たなビジネスによる価値提供</p> <p>消費者価値に訴求したサービス設計</p> <p>...</p>	<p>セカンダリー市場やPaaS産業等の製品利用に関する新たなビジネスによる価値提供</p> <p>炭素削減効果やエシカル・プレミア等を通じた製品・サービスの価値化</p> <p>...</p>
	→ 再生利用 (リサイクル)	市民詳細分別 リサイクル 	地域資源活用 リサイクル 	近隣地域連携 リサイクル 
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が家庭内/ステーションにて詳細に分別したものを、地域内の設備状況や再生材利用側のニーズに応じて基礎自治体外とも連携する循環の構築方法 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治体内の回収ルートに則り、地域設備を活かして企業と連携のうえ、製造した製品に地域の価値をつけて販売する循環の構築方法 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基礎自治体内での処理が難しい廃棄物について、有望な技術をもつ静脈産業が存在する近隣地域と連携することで対処する循環の構築方法 	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生材を競争力ある形で利用するために工業地帯などにある動脈事業者へ連携し大量に再資源化する循環の構築方法 	
<p>分別・回収に対するインセンティブ付与設計</p> <p>循環・再生を推進する地域の動静脈連携スキーム</p> <p>...</p>	<p>炭素削減効果やエシカル・プレミア等を通じた製品・サービスの価値化</p> <p>循環・再生を推進する地域の動静脈連携スキーム</p> <p>...</p>	<p>サプライチェーン横断での製品設計・製造・再生の実現</p> <p>廃棄物収集～選別・廃棄物収集～選別・再生の地域の広域化</p> <p>...</p>	<p>先端技術を用いた高度かつ効率的な選別技術の活用</p> <p>高品質な再生材を促進する高度な再生技術の活用</p> <p>...</p>	

地域循環モデル構築WGの主要ステップとマイルストーン

- 策定した地域循環モデルの実装とその効果を図る指標の提供を進めることで、最終的に地域循環モデルの拡大を目指す。



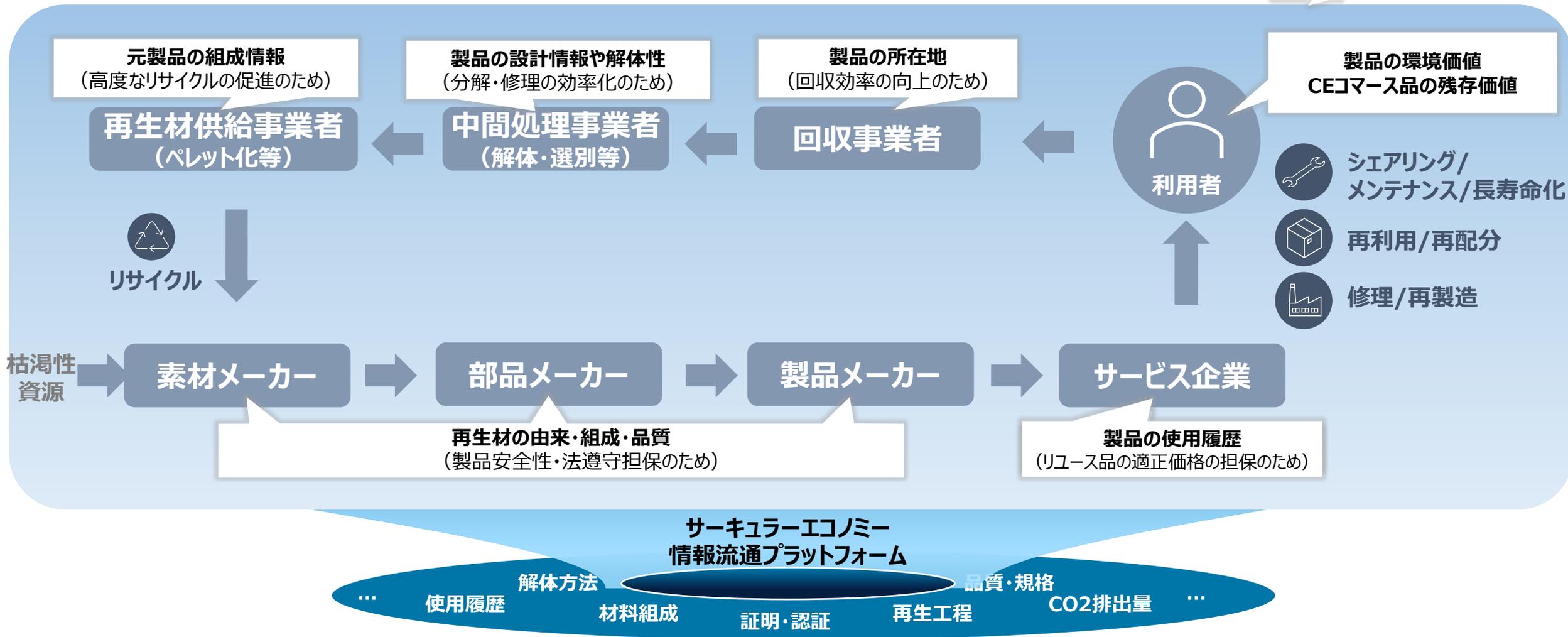
成長戦略としての資源循環経済の確立に向けた取組

- 成長戦略としての資源循環経済
- 産官学の連携（サーキュラーパートナーズ）・投資支援
- 地域循環モデルの創出
- CE情報流通プラットフォーム
- ルール整備

サーキュラーエコノミーの推進におけるCE情報流通PFの役割

■ サーキュラーエコノミーの推進においては、モノの長寿命化、再利用、修理、リサイクルといった**多層的な循環を適切に選択し、循環プロセスを効率的に回す必要がある**が、そのためには**モノの履歴や組成、由来といった価値情報の流通が不可欠**

凡例： 知りたい情報例

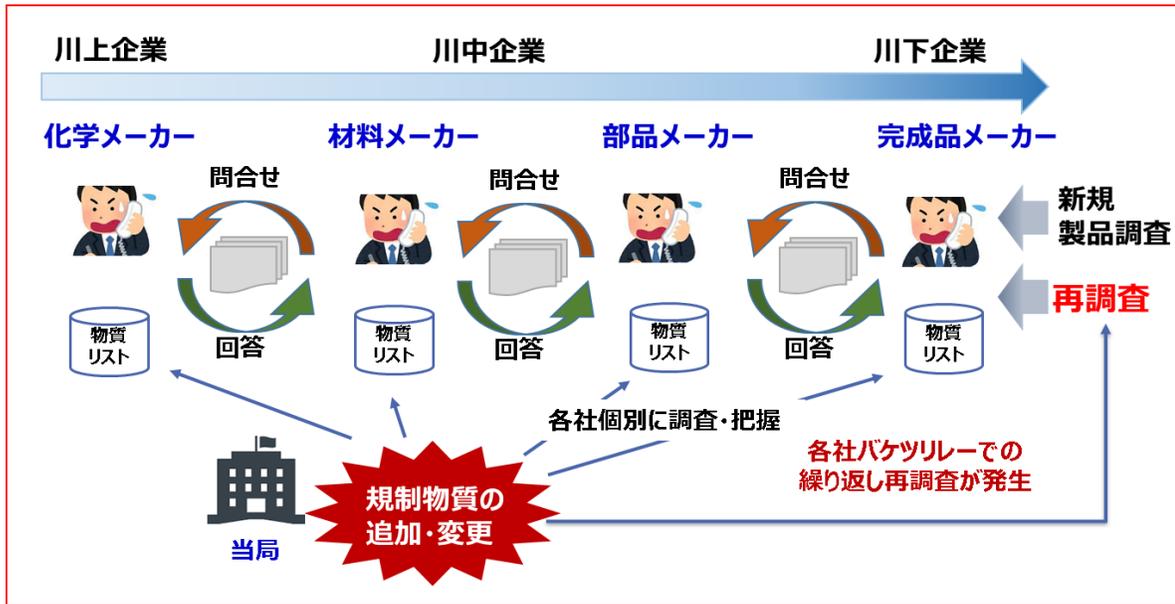


CMPのコンセプト

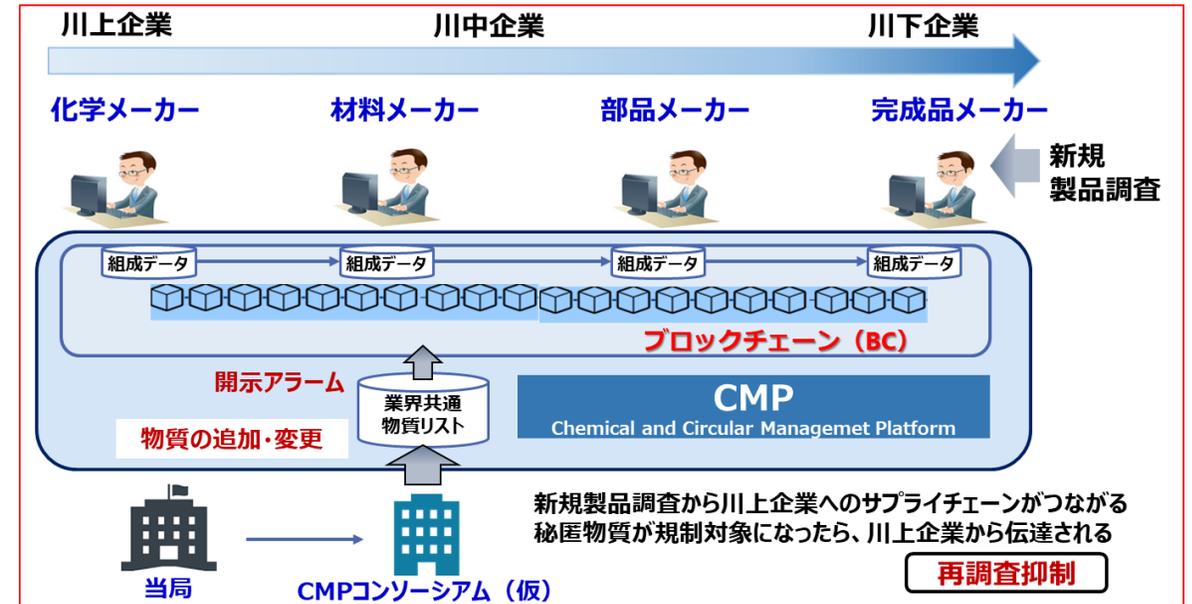
【得られる効果】

- ✓ 川上から川下へのシームレスな情報伝達
- ✓ バケツリレー型情報伝達から、CMPコンソーシアムからサプライチェーン全体への一括トリガーへの変革
- ✓ 規制変更時に必要となる再調査の抑制
- ✓ 資源循環など新たな情報への展開

【現状の情報伝達】



【目指す情報伝達の姿】



個別ユースケースの全体像 ※システム名含め暫定的な整理案

各PFの構築状況：

社会実装済み

システム開発中

要件検討中

* 特定領域におけるCE情報流通PFの要件定義にて検討中



- 2025年8月現在、個別ユースケースの取組み全体像は下記の通り。

		対象プロセス						
対象プロセス例	製品設計・製造		利用/再利用	回収	中間処理・再生材の製造		再生材の販売	
企業間の伝達情報例	製品の組成 (例：化学物質情報)	製品の環境価値・認証 (例：CFP、CE指標)	製品の残存価値・認証 (例：製品の利用履歴)	廃棄物の詳細 (例：型番、所在・物量)	再生材の由来 (例：中間処理プロセス)	再生材の品質 (例：再生材の組成、化学物質情報)	再生材の詳細 (例：所在・生産量)	
PF利用者例(入力・参照)	素材・製品製造事業者		流通業者 消費者	回収事業者	解体・選別事業者	再生材製造事業者	素材・製品製造事業者	
最終製品	自動車	製品含有化学物質のトレーサビリティ管理システム(CMP) ^{※2}	蓄電池のトレーサビリティ管理システム ^{※1}	CMPから廃製品の組成情報を入力				製品リサイクルのトレーサビリティ管理システム(RMP) ^{※3}
	自動車蓄電池							
	家電製品			事務機器のトレーサビリティ管理システム ^{※5}				
	事務機器			テキスタイルのトレーサビリティ管理システム ^{※6}				
	アパレル製品(テキスタイル)			建設のトレーサビリティ管理システム				
	建築物			再生砕石/再生骨材コンクリートのトレーサビリティ管理システム				
中間材	土木資材	製品含有化学物質のトレーサビリティ管理システム(CMP) ^{※2}	鉄鋼のCFP関連データ提供 ^{※7}	プラスチックのトレーサビリティ管理システム(PLA-NETJ) ^{※4}				
	プラスチック							
	鉄鋼							

※1 欧州電池規則への対応も想定

※2 主に自動車・電機電子製品に含まれる化学物質が対象。最終製品に含まれる各種中間材も対象予定。欧州Reach/RoHS, 欧州DPPへの対応も想定

※3 自動車・電機電子製品由来のプラスチックを1stユースケースとして検討予定。部品の再利用にも拡張予定

※4 自動車用プラスチックが先行ユースケース、CMPと連携。欧州ELV規則, 欧州DPPへの対応も想定

※5 再製造を含む。欧州DPPへの対応も想定

※6 欧州DPPへの対応も想定

※7 欧州DPPへの対応も想定

成長戦略としての資源循環経済の確立に向けた取組

－ 成長戦略としての資源循環経済

－ 産官学の連携（サーキュラーパートナーズ）・投資支援

－ ルール整備

ルール整備

- 現在の資源循環に係る政策体系は、3R(Reduce, Reuse, Recycle)を前提としており、特に静脈産業に焦点を当てた政策が中心であることから、「動静脈連携」を基本とするCE型に政策体系を刷新することが必須。

資源有効利用促進法（資源法）改正のポイント

① 再生資源の利用計画策定・定期報告

- 脱炭素化の促進のため、再生材（第一弾：再生プラスチック）の利用義務を課す製品（自動車、家電4品目、容器包装（食品（飲料PETボトル除く）や医薬品を除く））の、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求める。

② 環境配慮設計の促進

- 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。
- 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。

③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進

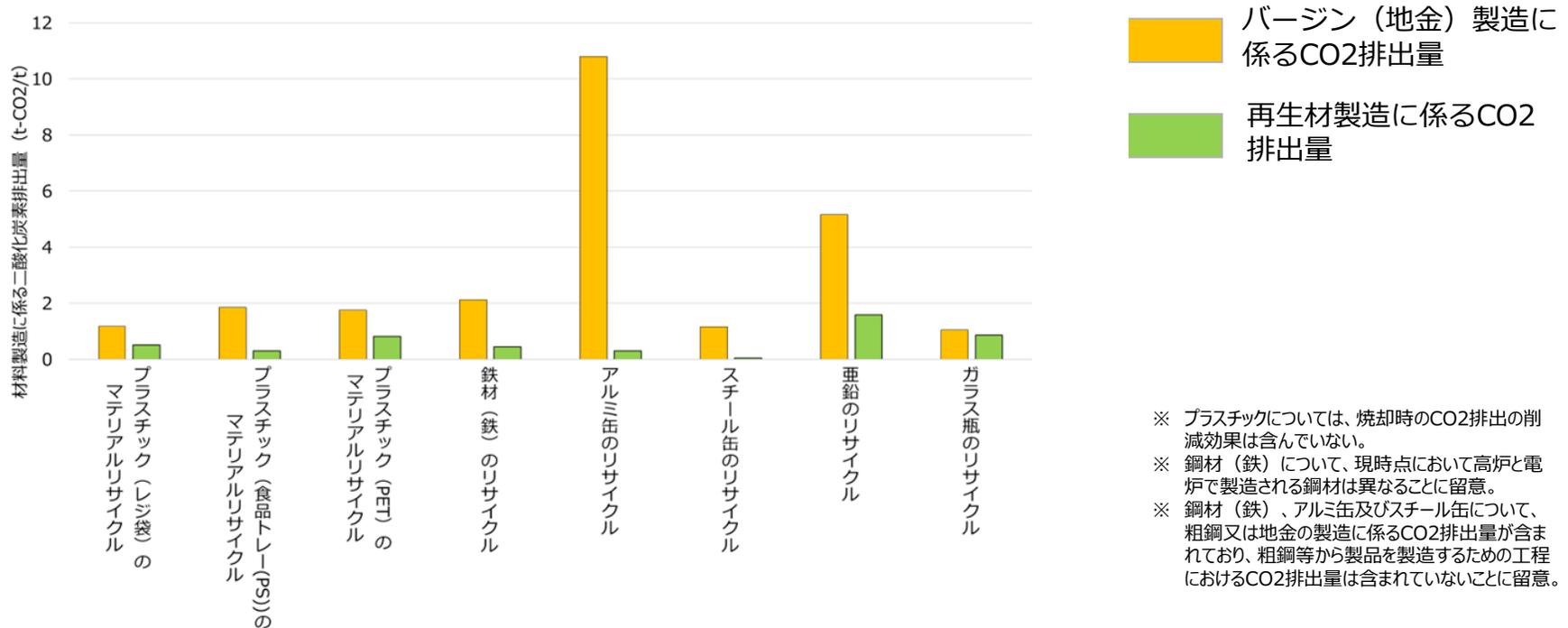
- 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。自主回収・再資源化の対象製品に、加熱式たばこデバイス、電源装置、携帯電話用装置を追加予定。

④ CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- シェアリング等のCEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

① 再生資源の利用計画策定・定期報告

- **脱炭素化の促進のために利用することが特に必要な再生資源（脱炭素化再生資源）を原材料として利用することが特に必要な製品（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）を指定し、当該製品の生産量又は販売量が一定以上の製造事業者等に対して、計画の作成（脱炭素化再生資源の利用目標等）及び定期の報告を求める。**
- **これにより再生資源の利用をモニタリングする仕組みを構築し、必要に応じて再生資源利用の改善を促していく。**



② 環境配慮設計の促進

- 現行法では、リサイクルの容易化や省資源化など、環境配慮設計を進めるべき製品（50品目）を指定。
- 他方、環境配慮設計が特に優れた製品を積極的に評価し、全体レベルを底上げする仕組みがなかった。
- このため、ライフサイクル全体の環境負荷低減に特に優れた環境配慮設計（資源有効利用・脱炭素化促進設計）を認定する。
- 認定を受けた製品について、①国による公表と周知、②差別化できる製品表示、③グリーン購入法における国の調達の基本方針への反映、④関連設備投資への産廃処理施設整備法の指定法人による債務保証等、⑤事業者等の使用努力義務を規定。

事業者が従うべき判断基準

<家電・複写機の例>

(リサイクルの容易化)

- **構造の工夫**（解体・分別が容易な設計）
- **原材料の工夫**（原材料の種類数の削減、添加物の不使用等）

(省資源化)

- 原材料等の使用の合理化
- 長期間の使用の促進
- 修理等の機会の確保

優れた環境配慮設計の例

<家電>



- ✓ 再生プラスチックを40%以上使用
- ✓ 塗装や印刷などを極力排除（リサイクルのしやすさに配慮）
- ✓ 廃棄時にリチウムイオン電池を分別しやすい設計

出典：日立グローバルファイルソリューションズ株式会社HP

<複写機>

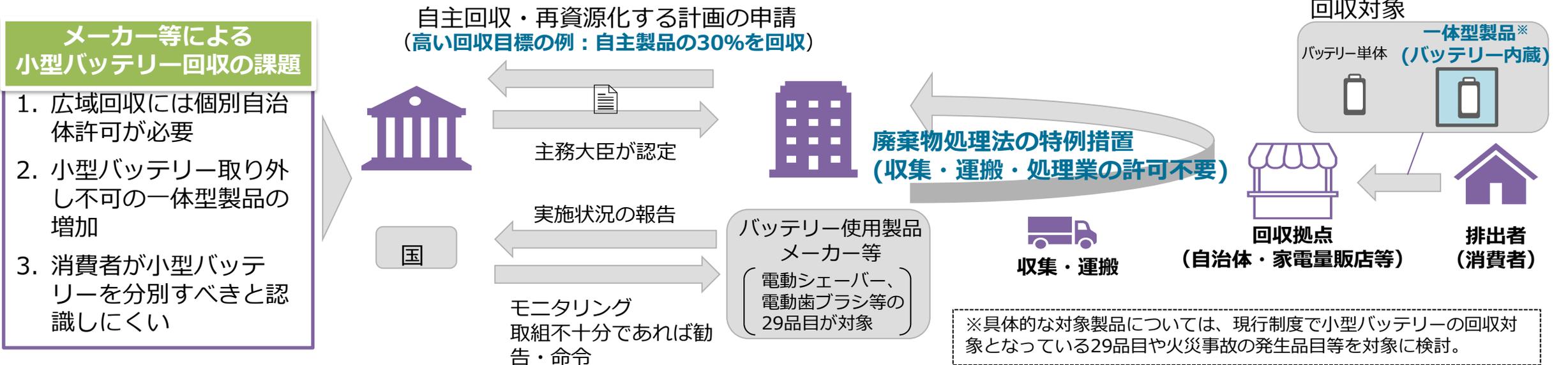


- ✓ 部品リユース率は最大84%
- ✓ 部品点数の削減
- ✓ 解体した部品の運搬の容易化
- ✓ 分解、清掃、分類しやすい製品設計

出典：富士フイルムホールディングス株式会社HP

③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進

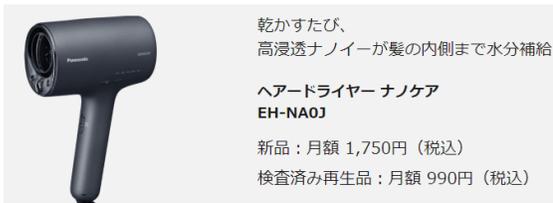
- 現行法では、小型バッテリーやその使用製品（29品目）のメーカー等に、小型バッテリーの回収・再資源化を義務付けている。
- ただし、①回収スキームが十分に構築されていない（広域回収には個別の自治体許可が必要）、②小型バッテリーの取り外しができない一体型製品が増えている、③消費者も小型バッテリーを分別すべきと認識しにくいこと等から、回収率が低い。
- また、リサイクル現場で小型バッテリーが原因の発火事故が増加、回収率向上の要請が強まっている。
- このため、高い回収目標等を掲げ、認定を受けたメーカー等には廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化を促進する。



④ サーキュラーエコノミー（CE）コマースの促進

- 現行制度では、**CEコマース**（シェアリング、リユース等の資源の有効利用につながる新たなビジネス）**を健全に育成する適切な規律が存在しない。**
- CEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、**資源の有効活用や消費者の安全といった観点から事業者が従うべきCEコマースビジネスの判断基準を設定**する。
- 判断基準を勘案して、必要な指導・助言を行う。

CEコマースビジネスの例



出典：パナソニック株式会社

→高価な家電を定額利用できる
サービス



出典：air Closet

→スタイリストが選んだ洋服が
定額で借りられるサービス

不適切なCEコマースビジネスの例

○資源の有効活用の観点

- 軽微な損傷だけで、まだ使用できる製品が廃棄される事例

袖が汚れた服



首元がへたれた服



○消費者の安全の観点

- 中古製品の修理歴や使用状態などの重要情報が消費者に適切に開示されず、製品事故やトラブルが発生
- シェアリングサービス等において所有者から預かった製品が返却されないといったトラブルが発生

ご清聴ありがとうございました

一般の方々向けに、サーキュラーエコノミーに繋がる行動等をわかりやすく解説したウェブサイトを公開しましたので、こちらをご確認下さい。

→「サーキュラーエコノミー」で検索

